

さいたま市建設工事請負契約基準約款の一部改正について

建設業法及びさいたま市請負工事監督規程が改正されたことに伴い、さいたま市建設工事請負契約基準約款の改正を行います。

1 改正について

(1) 改正約款

さいたま市建設工事請負契約基準約款

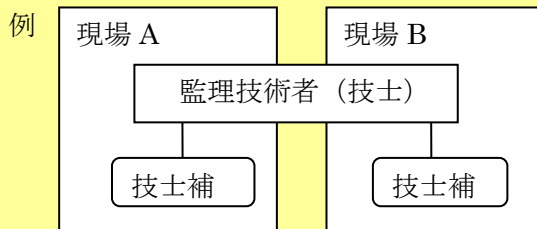
(2) 改正概要

ア 建設業法の改正により、建設現場の生産性の向上の一環として限りある人材の有効活用と若者の入職促進を図るため次のとおりとなります。

■ 工事現場の技術者の配置要件に関する規制を合理化

元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、1級の技士補（技術検定制度の見直しによる新たな資格）がいる場合は2つの現場の兼任を容認します。

《元請の監理技術者》



監理技術者を補佐する者の要件は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に関する基礎的な知識及び能力を有する者

※ 技術検定制度見直しについての施行期日は、令和3年4月1日となっております。

イ さいたま市が発注する工事の請負契約の適正な履行を確保するため、次のとおりとなります。

■ 「監督員」の名称を「監督職員」に改正

「監督職員」とは、「さいたま市請負工事監督規程」に規定する総括監督員、主任監督員及び監督員の総称となります。

2 その他

建設業法改正により特定専門工事においては、下請負人の主任技術者の配置が免除できます。

■ 専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（以下、「特定専門工事」という。）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができます。

※特定専門工事は、下請金額の合計が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事

3 適用日

令和2年10月1日以降に公告又は指名通知をするものから適用します。